

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ①

「自分が住んでる地域で営業している小売事業者はどこか？」

↑ 経済産業省HPに登録事業者一覧を掲載しているので御確認下さい。

※本委員会トッページ (<http://www.emsc.meti.go.jp/>) の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！
※インターネット閲覧環境がない場合には、専用ダイヤル（0570-028-555）まで。

「新規事業者がいない地域では電力会社による今の料金メニューしか選べないのか？」

↑ 本年4月以降、各地域の電力会社は、既存の料金メニューに加え、自由な料金メニュー設定も可能となり、そうしたメニューを選択できるようになります。

「小売事業者が倒産するなど電気の供給元がいなくなつた場合はどうなつてしまふのか？」

↑ それによりただちに供給が停止することはできません。

新たな供給元が見つかるまでの間、これまで供給を受けていた電力会社から供給を受けることになります。

「小売事業者が契約している発電所が事故で止まつたら供給も止まつてしまうのか？」

↑ 小売事業者が電気を調達できない場合、その不足分は一般送配電事業者（電力会社の送配電部門）が補給する制度になつているため、ただちに供給が停止することはありません。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ②

「電気の供給元を切り替える時には誰に言えばいいのか？」
↑ 新たに供給契約を結ぶ事業者に申し出て下さい。（現在契約を結んでいる電力会社に申し出でいたく必要はありません。）

「電気の供給元を切り替える時に必要な個人情報などはあるのか？」

↑ ①現在契約を結んでいる電力会社名（=切り替える前の供給元の名称）、②お客さま番号、③供給地点特定番号、④切替え希望日、が必要になります。

この度、お申込みの用电量のお知らせ	
ご使用場所	*****
27年 8月分	ご使用期間 7月 2日～ 8月 2日 (31日間)
ご 使用 量	290kWh
請求予定金額 (うち消費税等相当額)	7,724円
基本料金 (うち消費税等相当額)	5,724円
電力量料金	8,424円 40銭
上記 料金	2,331円 60銭
・1段 料金	4,404円 70銭
・2段 料金	-258円 10銭
燃料費調整額	-458円 00銭
電賦課金	-54円 00銭
再エネ賦課金	
口座振替手引	

※本年1月以降の請求時に記載予定	
***** 様	電気を上手に使って、 もうじき省エネ！

※供給を受ける需要場所を特定するため
に各需要家に付される22桁の番号
※ご不明の場合は、その旨を新たに供給契約を
結ぶ事業者にお伝えください。

②お客さま番号

お客さま番号	00000-00000-0000
今月分	8月 13日
次回 償替予定期	8月 20日
地区番号	お客さま番号
00	00000-00000-0000
ダミー	ダミー

お問い合わせは、下記の電話番号まで
～おかけ間違いにお気をつけください。～
お問い合わせ先 カスタマーセンター
お引っ越し、ご契約の変更
その他電気に関するご用件
0000-00-0000
0000-00-0000



お客さま番号	00000-00000-0000
--------	------------------

東京電力株式会社



お問い合わせは、下記の電話番号まで
～おかけ間違いにお気をつけください。～
お問い合わせ先 カスタマーセンター
お引っ越し、ご契約の変更
その他電気に関するご用件
0000-00-0000
0000-00-0000

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ③

「再生可能エネルギーの電気を選びたいので、電力会社が販売する電気が、何によって発電されているのか（電源構成）を知りたい。」

↑ **再生可能エネルギーが多いなど、電源構成を特徴としたメニューを作ることも可能です。**
ただし、訴求する情報の根拠（電源構成の算定期間）を適切に示さなければなりません。このほか、消費者が電気の供給元を選択する際の材料とするため、事業者に電源構成の表示を求めていく予定です。

「地産地消のメニューができるようになるといふのは本当か？」

↑ **地産地消などのメニューを作ることも可能です。ただし、事業者は消費者に対し、提供するメニューの内容などを説明する義務があります。具体的には、「どこで発電した電気が」「どのような点で地産地消なのか」といったことなどをきちんと説明しなければならないこととされています。**

「マンションに住んでいるが、電力会社を選べるようになるのか？」

↑ **マンションにお住まいの方も供給元を選べるようになります。ただし、管理組合などを通じてマンション全体で一括して電気の購入契約を締結している場合には、その契約やマンション内の規約などで制限される場合があるので、管理組合にご確認下さい。**

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ④

「我が家で複数の電力会社から電気の供給を受けることはできるのか？」

➡ 電気の供給契約は需要場所ごと（一般家庭であれば“ご家庭ごと”）に結ぶことになるので、一つのご家庭で複数の電力会社から電気の供給を受けることはできません。

「停電した場合は、誰に問い合わせればよいのか？」

➡ 小売事業者にお問い合わせください。送電線などの設備が原因で停電する場合もあるので、電力会社の送配電部門にお問い合わせ頂くことも可能です。

「本年4月までにどこかの小売事業者と契約しないと電気が使えないのではないか？」

➡ 現在契約している電力会社から引き続き電気が供給されるので大丈夫です。

「たくさんのお事業者がいるけど、ちゃんとした事業者は誰か？」

➡ 小売事業者は国の登録を受けなければなりません。
経済産業省HPに登録事業者一覧を掲載しているので御確認下さい。
※本委員会トップページ (<http://www.emsc.meti.go.jp/>) の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！
※インターネット閲覧環境(ない場合には、専用ダイヤル (0570-028-555) まで。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ⑤

「知らないうちに高額な解約金を設定されるようになることはないか？」

↑ 小売事業者は契約時に消費者に電気料金や解約条件などを書面を渡して説明することが義務付けられていますので、契約時にご確認下さい。
なお、不正に高額な解約金の設定等は経済産業大臣による是正命令の対象です。

「クーリング・オフはできるようになるのか？」

↑ 自由化後の電気の訪問販売・電話勧誘販売に対するクーリング・オフ制度の対象とする方向で、関係部局と消費者庁において検討中です。

「クーリング・オフ制度」とは？

… 「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す時間をおこなうことを指す用語です。一般的には、一定期間内（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことといわれています。

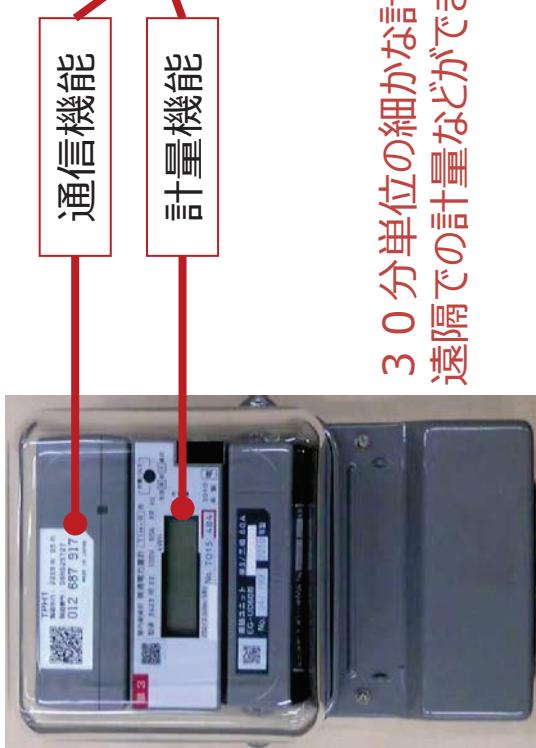
「電気の供給元を新規参入者に切り替えると新たに電線を引く必要はないのか？」

↑ 新規参入者に切り替えてもこれまで供給を受けている電力会社の送電線等を使つて電気が供給されるため新たに電線を引く必要はありません。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ⑥

「スマートメーターとは何か？」

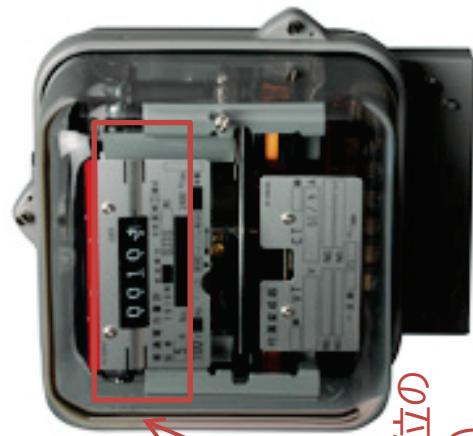
➡通信機能を有し、30分単位での検針や遠隔での検針等が可能な新しい電力量計です。
導入することで30分単位の電力使用量が把握でき、ライフスタイルにあつた料金メニューの選択が可能となります。



30分単位の細かな計量や
遠隔での計量などができる

(ユニット式メーター)

スマートメーター



目視による月単位の
計量しかできない

従来型のメーター

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ⑦

「スマートメーターに取り替えたいのだけど…」

➡ 各電力会社において計画的に取り替えを進めています。(①家庭のエネルギー管理システム(HEMS)設置に伴い早期取替えを希望をする方、②本年4月以降、電気の供給元を変える方、は優先的に設置が行われます。詳細は事業者(①については電力会社の送配電部門、②については小売事業者)にお問い合わせ下さい。

「スマートメーターがないと電気の供給元の切り替えはできないのか？」

➡ 従来型のメーターであっても切り替えは可能です。(各電力会社において計画的に取り替えを進めています。)

「スマートメーターに取り替えるためには費用がかかるのか？」

➡ 原則費用はかかりません。(ただし、メーター取り替えに伴う工事に費用がかかる場合があります。)

*その他、本委員会ホームページにQ&Aを掲載しておりますので、そちらも御覧下さい。
(トップページ(<http://www.emsc.meti.go.jp/>)から「小売全面自由化に関するQ&A」をクリック!)